

# 会 議 録

様式第3号

会 議 名	平成21年度（第1回）川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局	健康福祉部 保険年金課 （内線2622）		
開 催 日 時	平成21年7月24日（金） 午後1時30分		
開 催 場 所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委 員	安藤 修      三木 篤志      橋本 知浩      増井富美代 藪内 玲子      釜本 普子      元木 祥博      頭司 康二 水和 久      四谷 勲      藤原 道昌 佐々木忠利      中井 久子	
	そ の 他		
	事 務 局	大塩市長      水田副市長      健康福祉部長      健康生活室長 健康福祉部参事兼保険年金課長      保険収納課長 保険年金課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 出産育児一時金の改定（諮問・答申）について (2) 平成20年度川西市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて (3) 特定健康診査・特定保健指導について		
審 議 結 果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過 ( 1 )

会 長

ただ今より、平成21年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催にあたりまして、市長よりあいさつをお受けいたします。

市 長

本日は、平成21年度におきます第1回目の国民健康保険運営協議会を開催していただきましてありがとうございます。

各委員の皆様方におかれましては、平素より事業の運営及びご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回の出産一時金の改正内容についてであります。本日の諮問事項であります出産一時金の引き上げでございます。これは、出産にかかります被保険者等の経済を緩和して、安心して出産できるようにするための措置であります。また、これは少子化対策の一環として緊急措置を講じての平成21年10月1日から23年3月31日までの暫定的な措置でございます。国では平成23年4月以降においても、出産の軽減負担を図るために保険給付、費用負担等のあり方を検討する予定であると聞き及んおります。

市としても今後の国等の動向に注視して、皆様とご協議をはからせていただき必要な措置をとらせていただきたい。

本日は、この他平成20年度国民健康保険事業特別会計決算及び特定健康診査・特定保健について、更にはジェネリック関連の取り組みについての協議となっております。はなはだ簡単ではありますが、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

会 長

今年4月の人事異動によりまして、部長、室長並びに保険収納課長が替わっておりますので、各自自己紹介をお願いいたします

(各自自己紹介)

ありがとうございます。

本日は、渡壁委員が欠席されています。

本日の会議録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

それでは、元木委員と三木委員を署名委員に指名いたしますのでよろしく願いいたします。

議題に基づき進行させていただきます。

協議事項第1「出産育児一時金の改定について」を議題とします。

それでは、市長より「諮問」をうけます。

<事務局より、「諮問文」(写)を配布する。>

諮問第1号

平成21年7月24日

## 審 議 経 過 ( 2 )

川西市国民健康保険運営協議会

会長 安藤 修 様

川西市長 大塩 民生

出産育児一時金の引き上げについて（諮問）

川西市国民健康保険条例第7条に規定する「出産育児一時金」については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、支給基準額が4万円引き上げられるため当市の支給額についても引き上げが必要と考えております。

つきましては、国民健康法第11条の規定により、次のとおり改定いたしたく諮問いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### 諮問事項

- 1 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として出産育児一時金支給額を35万円から39万円に改める。

事務局

市長、「諮問書」朗読し、会長に提出する。

諮問書をお受けいたしました。ここで、市長は一時退席されます。

それでは、「諮問」の内容について、事務局より説明をお願いします。

それではお手元の資料に基づきまして、出産育児一時金の見直しについてご説明申し上げます。

資料1頁をご覧ください。

この出産育児一時金につきましては、平成21年1月から産科医療補償制度が開始されることに伴い、昨年11月の当運営協議会の御答申、12月市議会での条例改正を経て、産科医療補償制度に該当する場合は、現在38万円の支給となっております。

その後、平成21年5月22日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布、施行され、その内容は、「出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、施行令等に規定する出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものであること」となっています。

また、厚労省保険局長より各都道府県知事への通知で、「国民健康保険の保険者においても、当該改正の趣旨及び内容を踏まえ、適切に対応すること」となっています。

## 審 議 経 過 ( 3 )

この通知を受け、本年10月1日より出産育児一時金を4万円引き上げようとするものです。

出産育児一時金の財源内訳は、現在の38万円分につきましては、その3分の2は一般会計からの繰入で、地方交付税措置が行なわれています。残り3分の1は国保税よりの負担です。

今回引き上げ予定の4万円の財源は、2分の1が国費、6分の2が交付税、6分の1が国保税で、国保税負担の増額分は1件あたり 6,666円となります。

23年4月以降につきましては、保険給付のあり方及び費用負担のあり方について検討を行ない、所要の措置を講ずることが予定されています。

次に、分娩に係る費用の実態についてご説明申し上げます。

平成21年1月に、厚生労働科学研究費補助金を受け、日本産婦人科医会の協力の下、厚生労働科学特別研究事業の報告書によれば、初産で平日昼間に正常分娩した場合の全国平均は423,975円となっています。ちなみに、最高は東京都で515,056円、最低は熊本県で346,345円となっております。

少し細かくなりますが、施設区分別費用につきましては、大学病院 479,284円、国立病院機構 431,960円、都道府県立 372,471円、市町村立 386,906円、厚生連 411,550円、済生会 421,789円、赤十字病院 437,105円、私立 436,710円、その他の病院 419,829円、診療所 42万4,873円となっております。

阪神間各市の状況につきましては、各市とも運営協議会にお諮りした後、9月市議会に上程する予定と聞いております。9月市議会に川西市国民健康保険条例の改正を上程するに先立ち、国民健康保険運営協議会での審議、答申が必要のため諮問させていただきました。

次に、資料2頁の出産育児一時金等医療機関等への直接支払制度についてご説明申し上げます。

この度の出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用を出来るだけ現金で支払わなくて済むように「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が、本年10月1日からの支給額の引き上げと合わせて実施することとなりました。

事務の流れは資料の通りで、被保険者は出産に際し保険証を医療機関に提示し、医療機関は出産後42万円を上限に国保連合会を通じて保険者に請求する。保険者は請求内容をチェックし、請求額を国保連合会を通じて医療機関に支払います。費用が42万円未満で収まった場合は、差額を被保険者に直接支払うこととなります。直接支払いを希望しない場合や、海外での出産等は今まで通り出産費用を医療機関窓口で支払い、保険者に一時金の請求をすることとなります。説明は以上でございます。

## 審 議 経 過 ( 4 )

会 長

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

説明は終わりました。ただ今の諮問及び説明について、何かご質問、ご意見等  
はございませんか。

なお、本日中に答申をいただきたいとの要望がございますのでよろしくお願  
いいたします。

委 員

資格証明証の対象となっている世帯にも、一時金がでるのか。

事務局

支給されることになっています。

委 員

川西市の出生はどのていどか。

事務局

国保の20年度の実績は150人から160人です。

委 員

私の身内でも先日出産費用がかなりかかっているで、あげてもらうのは、  
結構である。

会 長

いろいろご意見もあろうかと存じますが、「答申」の手法としては、要望等  
のご意見は付記事項として、「答申書」に記載することは可能でありますので、  
そのようなことも考慮にいれながら、当協議会として諮問されております「出  
産育児一時金の改定について」

諮問どおりすることについて、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

それでは、諮問どおりの内容で答申を作成してまいりたいと存じます。次に  
「答申書」の作成に取りかかるわけですが、これまでに皆様からいた  
だいたご意見をもとに「答申書」を作成してまいりたいと考えております。

文案につきましては、私と三木副会長にご一任いただけますでしょうか。

<<「異議なし」の声あり>>

ありがとうございます。

それでは、「答申書」を作成し、後ほど 皆様にご覧いただいた後、答申し  
てまいりたい存じますので、よろしくお願いたします。

しばらく、休憩いたします。

<休 憩> 13:48      <再 開> 14:01

おまたせいたしました。先ほど「諮問」に対する「答申案」の作成につつま  
して、正、副会長に一任のご了解をいただきましたので、おてもとに答申案を  
配布いたします。

平成21年7月24日

川西市長 大塩民生 様

川西市国民健康保険運営協議会

会 長 安 藤 修

出産育児一時金の引き上げについて (答申案)

## 審 議 経 過 ( 5 )

平成21年7月24日付諮問第1号で当運営協議会に諮問のあった出産一時金の引き上げについて慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

### 記

1 出産育児一時金の改正については、制度改正に伴うものであり適当である。

(付記事項)

財源の一部を税に求めることになるため、収納率の向上に、より一層努めることを要請する。

この答申案を事務局から朗読してもらいます。

<事務局「答申案」を朗読>

以上であります。この答申案について何か、ご質問ご意見はございませんか。

<意見等なし>

ないようですので、「答申案」通り 決定することについて、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございました。答申案通り決定いたしましたので、ただ今より答申いたしたく存じます

【大塩市長出席】

ただ今、市長が出席されましたので、「答申書」をお渡したいと思えます。

※会長が答申書を朗読し、市長に手渡す

市長より、お礼のあいさつをお受けします。

市 長

ただ今、安藤会長から出産育児一時金の引き上げについてご答申をいただきまして、慎重にご審議賜りまして原案のとおり可決いただきましてありがとうございます。今後は 国民健康保険条例の一部を改正するべく、9月市議会に上程してまいりたいと考えております。また、皆様のいただいたご意見を国保制度の運営に反映するべく努力してまいりたいとおもいます。ありがとうございました。

会 長

委員の皆様方には、慎重にご審議たまわりまして本当にありがとうございました。

以上「出産一時金の改定」につきましては、終わらせていただきます。

ここで、市長は公務のため、退席されます。

(市長退席)

次に、協議事項 第2「平成20年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を議題とします。

事務局

事務局より、説明をお願いします。

それでは、ご説明申し上げます。

## 審 議 経 過 ( 6 )

まず、3頁の資料は、国民健康保険加入者の状況でございます。  
制度創設当時の昭和36年度に比べ、農林水産業は10分の1以下に、無職者は5.8倍となっております。被保険者数におきましては、平成20年4月に75歳以上の被保険者が後期高齢者医療に移行したため、前年度に比べ13,144人減となっております。

次に資料4頁をご覧ください。国民健康保険事業の決算規模と決算収支でございます。

第3-2表の通り20年度におきましては、歳入総額153億1,411万9千円、歳出総額152億6,968万6千円で差し引き4,443万3千円の黒字となっておりますが、翌年度精算に伴う支払額が2億3,245万5千円あるため、実質的には1億8,802万2千円の赤字となります。

ちなみに、平成19年度は、1億7,973万8千円の赤字であります。

次に第3-3図の収納率の推移につきましては、医療現年20年度分におきまして89.68%で、前年度比2.98%の低下となっております。低下の原因としては、比較的収納率の高かった75歳以上の被保険者が後期高齢者医療に移行したこと、大幅な医療制度改革に伴う準備や説明に時間がかかり、本来の収納業務に専念できなかったこと等が考えられます。今後は、コンビニ収納、川西市納税呼びかけセンターでの催告、悪質滞納者に対する滞納対策課との協力体制を21年度より開始し、収納率向上に取り組んで参ります。  
資料5頁に移りまして、歳入歳出決算の状況であります。

第3-3表は、歳入・歳出別に、19年度と20年度の決算額を比較したものでございます。増減率の大きいものを中心に主な科目をご説明申し上げます。

まず、歳入において科目1の国民健康保険税では、20年度は先程も申し上げましたように、20年4月に75歳以上の被保険者が後期高齢者医療に移行したため22.8%減となっております。次に、科目4の療養給付費交付金が63.8%減となっておりますが、これは、20年4月より退職被保険者の年令上限が75歳未満から65歳未満に変更されたことに伴う減です。

科目5の前期高齢者交付金は、保険者間の前期高齢者偏在による負担の不均衡を調整するために20年度より設けられた新しい科目のため皆増となっております。歳入科目7の共同事業交付金は、11.0%増となっております。

この事業収支の見方としては、歳入科目の交付金が保険金として13億7,190万2千円の収入、それから歳出科目の7「共同事業拠出金」が再保険制度の掛金として、13億3,804万2千円の支出をしており、差引き3,386万円の収入超過であります。20年度におきましては本市国保としては財政上好ましい結果となっております。しかしながらその逆もあり得ることから、県下全体として、保険料の平準化を図れるものであるといえます。

次に歳出に移ります。

歳出科目3の後期高齢者医療制度に要する給付費の約4割を現役世代の加入

## 審 議 経 過 ( 7 )

する各保険者が負担する後期高齢者支援金等、歳出科目4の被保険者数に応じた前期高齢者の給付調整のための前期高齢者納付金等は、20年度よりの新しい科目のためいずれも皆増となっております。

歳出科目5老人保健拠出金は、後期高齢者医療制度創設に伴い20年度は対象月が20年3月分のみとなったことによる大幅な減です。歳出科目8保健事業費は、20年度特定健診・特定保健指導事業開始に伴う大幅な増です。

歳出科目9諸支出金の大幅な増は、償還金、利子及び割引料で国庫負担金等の前年度精算に係る支出2億3,268万円が生じたためです。

次の6頁は、一般会計繰入金の状況でございます。第3-4表の通り、総額9億9,144万9千円の繰入で、20年度より減免以外の法定外繰入を廃止したことに伴い27.2%減となっております。

次の資料7頁は、「経営状況の分析」として作成した資料であります。

これは、国保特別会計を、一般被保険者分、退職被保険者分、資料8頁に移りまして後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて決算状況を表したものでございます。

まず第35表の一般被保険者分につきましては、20年度の歳入欄の合計が、115億4,908万4千円で歳出欄合計が116億6,660万5千円で収支覧一般被保険者分収支①の通り、形式収支は1億1,752万1千円の赤字となっております。国庫負担金精算後の収支も、表の最下欄の現年度分精算後の収支の通り1億4,403万円の赤字となっております。

次に、退職被保険者分につきましては、形式収支が第3-6表の収支の覧の通り、2億1,700万8千円の黒字となっておりますが、翌年度精算で返還すること及び退職者交付金の内介護分を調整した精算後の収支は0（ゼロ）となります。

次の資料8頁の後期高齢者支援金分についてご説明申し上げます。第3-7表の通り、歳入合計16億220万7千円、歳出合計16億8,088万8千円で、7,868万1千円の実質赤字となっております。次に介護分についてご説明申し上げます。

第3-8表の通り形式収支は歳出の表の下から3段目の介護分収支①の通り2,362万7千円の黒字で、交付金調整後の実質収支におきましても、2,743万1千円の黒字となっております。

9頁に移りまして、20年度の単年度実質収支は、第3-9表の通りで退職切替精算分も考慮すれば、1億8,802万2千円の赤字となります。

19年決算より比較すれば、20年度単年で8,284千円の実質赤字であると考えられます。

最後に、今後の方向性につきましては、20年度の医療制度改革により、国保財政の仕組みが大きく変化し、あらたな保険者の財政調整制度が設けられることや、赤字解消のためなどの法定外繰入金原則廃止を踏まえ、20年度国民健康保険の税率を設定しました。しかし、収納率の低下や、前期高齢者交付



## 審 議 経 過 ( 8 )

	<p>金が見込額を下回ったこと、調整交付金が減額されたこと等により国保財政は依然として厳しい状況にあります。22年度以降の国の見直し状況を見ながら、収支均衡が図れる適正な税率設定に努めることが重要と考えております。</p> <p>10頁、11頁は、国民健康保険における各事業の実施状況をグラフ等で表したものでございます。参考資料としてご覧いただければ幸いです。</p> <p>以上、国民健康保険事業特別会計の決算見込みの概要についての説明とさせていただきます。</p>
会 長 委 員	<p>よろしくお願いたします</p> <p>ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>収納率がさがっているようですが、21年4月から滞納対策課が新設されたことですが、もう少し詳しく聞きたい。</p>
委 員 事務局	<p>市民税、国保税それと保育料が管轄としてうごいている。長きにわたって滞納されている方を対象に滞納処分を前提にして活動しています。国保税については、約70件を滞納対策課に移管しています。また、収納率の低下の主な要因としては、他にも考えられますが、比較的収納率のよい75歳以上の方が後期高齢者医療者制度(長寿医療者制度)に移行したことによると考えられます。</p>
会 長	<p>国保税の滞納は減っているのか。</p> <p>資料の9頁にもありますように、20年度単年度で見ますと、828万4千円であり、累積では、1億8,802万2千円の赤字であります。</p>
事務局	<p>他に、ご意見がないようですので、次に移ります。</p> <p>協議事項3 特定健康診査・特定保健指導について議題とします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
	<p>それでは次に、特定健康診査・特定保健指導についてご説明申し上げます。</p> <p>12頁をご覧ください。前回2月18日の当運営協議会におきまして、川西市国民健康保険特定健康診査等実施計画の数値と、20年度末見込み数値に大きな開きがあるとのことご指摘を受け、人数、件数に見込み違いがあった旨お答えいたしました。</p> <p>その後、20年度末最終確定値を基に、21年度以降の計画見直し案を作成いたしました。</p> <p>ちなみに、20年度末確定値で、特定健診受診率が川西市においては42.24%となっておりますが、県下平均では30.48%で平均を大きく上回っております。</p> <p>特定保健指導率におきましても、川西市が21.58%で、県下平均の18%を上回っております。21年度においては、特定健診目標数が受診率を変更したこともあり、10,100人から14,968人と5,000人近くの増加となっております。</p> <p>計画最終年度の24年度では、見直し前の目標人数に比べ1.5倍になると見込まれます。</p> <p>前回の運営協議会でも、懸案事項としてご説明申し上げましたが、20年度</p>

## 審 議 経 過 ( 9 )

	<p>末で12,100人の受診実績を24年度末では、目標達成の為には1.5倍の18,100人の受診件数に増やす必要があります。現在受診機関としてお世話になっております医師会様や保健センターと相談しながら実施体制を再検討する必要があると考えます。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> <p>ご意見がないようですので、次に移ります。</p>
会 長 事務局	<p>次に「その他」にうつりますが、何かありますでしょうか 事務局何かありますか</p> <p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及促進についてご説明申し上げます。 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間満了後に厚生労働省の承認の基に発売される医薬品で、開発期間が短く、開発コストも大幅に抑えられるため、新薬に比べ低価格に設定されている医薬品のことです。</p> <p>この度、平成21年1月20日付で、厚生労働省保険局国民健康保険課長より各都道府県民生主管部長あてに、「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」の文書が出ております。</p> <p>その中で、具体的な普及促進策として、「①ジェネリック医薬品希望カードの配布等について、14頁に移りまして、②ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について、等の方法によりジェネリック医薬品の使用促進の取組を行なうよう努めること」となっております。</p> <p>患者負担の軽減や、医療保険財政の健全化に資することから、川西市においても①のジェネリック医薬品希望カードの配布を考えております。</p> <p>具体的には、本年11月に送付いたします国民健康保険被保険者証に、「ジェネリック医薬品をお願いします」と記載されたジェネリック医薬品希望カードを同封しようと考えております。</p> <p>カードの内容につきましては、15・16頁をご覧ください。カードの作成及び送付に関する費用につきましては、調整交付金の予算の範囲内で、国より措置される予定です。</p>
会 長 委 員 委 員 委 員	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>そもそも、これは医療費の抑制するためにできたものであり、2～3番手である。安全性にも疑問が残る。</p> <p>自分は反対である。医療費を抑制するためとはいえ、患者が了解してからならわかるが。行政から誘導していくのはいきすぎではないか。</p> <p>業者は特許期間中にシェア伸ばそうとするが。</p>

## 審 議 経 過 ( 1 0 )

委 員	患者の認知度が低い。
委 員	医療保険者、行政サイドとしてPRをするのが、必要ではないのかと考えます。
委 員	ジェネリックの医療品をだせばだすほど、赤字が出る。
委 員	住民の方に説明会をしていただきたいのだが。
部 長	周知については、それぞれの保険者が対応することになっています。患者がジェネリックを希望すれば、なるというものでもないで、そのあたりを、きちんと整理し対応していきたいと考えています。
会 長	副市長より、閉会にあたりまして、お礼のごあいさつがございます。
副市長	本日は、出産育児一時金の引き上げについて、ご答申いただきましてありがとうございます。大変窮屈な日程で委員の皆様にはご迷惑をかけて申し訳ありません。昭和36年に国民皆保険ができて以来世の中も大きく変わってきています。保険者としても、収納率の向上、保険給付の適正化、これについて一生懸命やることに尽きるわけですが、引き続いて努力していく所存であります。
	国民健康保険税については、20、21年の2ヵ年で税率等の設定をしておりますが、本年の秋ごろには委員の皆様にご協議願うことになろうかと思いますが、その節にはよろしく願います。
	これから、厳しい暑さとなりますが委員の皆様には、お身体に、気をつけて下さるように祈念いたしまして、閉会のごあいさついたします。
会 長	ありがとうございました。
	これをもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。
	お忙しいところ、どうもありがとうございました。
	閉会 14:55
	※資料については、市政情報コーナーに備えています。